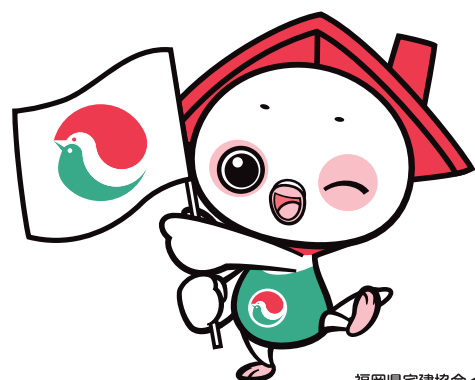




福岡県宅建協会イメージキャラクター
「ハトふれくん」

「不動産情報サイトふれんず」は、福岡県宅建協会が運営する、
福岡県に特化した不動産情報サイトです。

地域に精通した宅建業者が提供する物件情報を掲載。

福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市など福岡全域の不動産情報が満載です！

写真や間取り、地図・動画など豊富な情報が盛り込まれた売買・賃貸物件が

多数掲載されており、リアルタイムで更新されています。

また売主・貸主から直接依頼を受けた物件を掲載しており、情報の正確性の確保に努めています。

福岡県下登録物件数

約 **45,000** 件以上

福岡県下不動産会社の約 8 割

約 **5,700** 社が加盟

月間総ページビュー

約 **5,500** 万 PV

(2026 年 1 月現在)

パソコン・スマートフォン・タブレットから『ふれんず』へアクセス！

ふれんず

ハトふれ

検索

<https://www.f-takken.com>

スマートフォンの方は QR コードから簡単アクセス！

WEB サイトはこちら

賃貸物件も売買物件も
豊富な情報の中から
探せます。



LINE 公式アカウント

ふれんずへのリンクの他、
住まいのお役立ち情報や
協会のイベント告知などを
お届け中！



福岡の住まいさがしは



ふれんず

福岡県宅建協会の不動産情報サイト

福岡の住まいを支える
不動産情報サイト「ふれんず」と
県民相談窓口のご案内



◎お問い合わせは◎

公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会

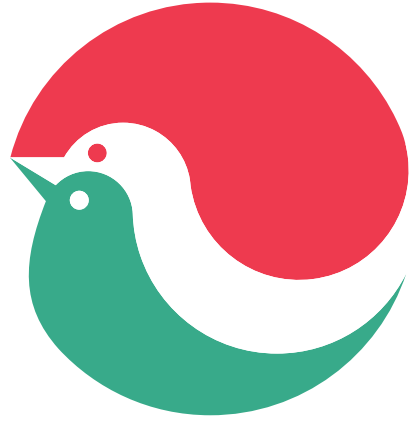
〒812-0054 福岡市東区馬出1丁目13-10 TEL.092(631)1717 FAX.092(631)0445

2026.4

一部監修

・福岡県 ・北九州市 ・福岡市 ・久留米市
・一般財団法人福岡県建築住宅センター

福岡の暮らしを見守って半世紀。
私たちは、安心な不動産取引を支える業界団体です。



福岡県宅建協会は、県民の皆様が安心して住まいを選べる環境づくりのため、昭和 42 年に設立されました。現在、**福岡県下で約 5,700 社が加盟**しています。

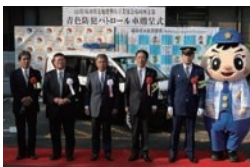
- 公的な使命**：営利を目的としない「**公益社団法人**」として、健全な不動産取引を推進しています。
- 地域密着**：地元の業者が協力し合い、街の発展と住生活の向上に努めています。
- 最大級の組織**：全国の業者の約 80%（約 10 万会員）が加入する「全宅連」の一員として、確かなネットワークを築いています。

宅建協会の三大事業

- 【**不動産流通事業**】不動産流通の円滑化・活性化、不動産情報サイトふれんずの運営など
- 【**研 修 事 業**】一般消費者向け啓発セミナー、宅建業者全体への不動産法令関係研修会
- 【**不動産相談業務と地域社会貢献事業**】不動産相談所の開設、地域社会貢献活動

公益活動

県本部の活動の他に福岡県下に 10 支部のネットワーク！地域に密着した公益活動を行っています。

東部支部 志賀島自然環境保護 及び海岸清掃活動 	博多支部 地域環境保全のため 海岸松林の育成活動 	中央支部 定期夜間パトロール 違法広告撤去活動 	南部支部 南部支部管内校区に 青パト寄贈 	筑紫支部 防災サイエンスショー・ 親子セミナー開催 
福岡西支部 青色防犯 パトロールカー寄贈 	北九州支部 土業対抗チャリティー ソフトボール大会 	久留米支部 久留米市社会福祉協議会 へ、車椅子 15 台を寄贈 	県南支部 空巢対策・振り込め詐欺 防止・暴走活動等の PR 	筑豊支部 直方チューリップ まちづくり 

不動産無料相談所

（公社）福岡県宅地建物取引業協会と（公社）全国宅地建物取引業保証協会福岡本部が共同で運営する「不動産無料相談所」では、不動産に関するご相談に応じています。不動産取引は複雑で専門的な知識が必要です。不動産を買う時、売る時、借りの時等の事前相談や宅地建物取引に関して当協会会員との間にトラブルが生じた場合の相談を受け付けております。相談にあたるのは、当協会が委嘱した不動産相談員です。
なお、相談には、来所または電話で対応しております。

※予約は行っておりません。

不動産取引に安心を！



- 相談日** 月曜日～金曜日
(土・日・祝日・年末年始・宅建協会並びに保証協会福岡本部の休業日はお休み)
- 時間** 10:00～12:00 13:00～15:00
- 場所** 福岡市東区馬出 1-13-10 福岡県不動産会館 2 階
◎公共の交通機関をご利用ください。
◎不動産無料相談者用の駐車場はございません。
- 電話** ☎092-631-2103 (消費者専用)

不動産無料相談所

契約などでの疑問やお悩みがあれば、不動産のプロにお気軽にご相談ください。

相談方法 来所・電話

※1月、8月、12月は開設日が通常と異なりますので、予めお電話でご確認ください。
なお、電話がかりにくい場合や来所いただいてもお待たせする場合がございますので、予めご了承ください。
※宅建業法 64 条の 5 に基づく苦情の申出は、必ず来所していただく必要があります。

宅地建物取引士 法定講習

（公社）福岡県宅地建物取引業協会では、福岡県知事の指定を受け、「宅地建物取引証（宅建士証）」の交付や更新に関する法定講習を行っています。
更新の方や、新たに交付を希望される方が受講しやすいよう、会場での座学講習に加え、ご自宅等で受講可能な Web 講習も実施しています。

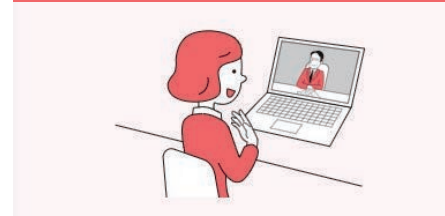
◆宅建試験合格後、未交付の方や有効期限が切れた方へ

過去に宅建試験に合格された方で、まだ宅建士証の交付を受けていない方や、有効期限が切れてしまった方も、当協会が実施する「法定講習」を受講することで、新たに 5 年間有効な宅建士証の交付を受けることができます。

ご都合に合わせて選択可能！

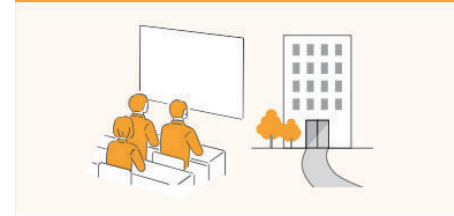
宅建士（法定）講習会の受講方式は 2 通り！
スケジュールや申込、料金などは福岡県宅建協会ホームページをご覧ください。
<https://www.f-takken.com/kyoukai/torihikishi/hoteikosyu/>

Web 受講



パソコンやタブレットで動画視聴可

座学（会場）受講



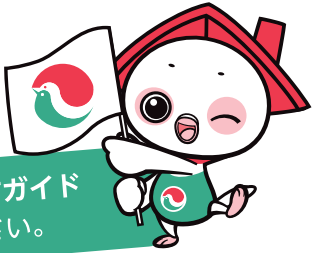
講習受講終了後、会場で取引士証を受取可！

スマートフォンの方



法定講習ページ
QR コード

公益社団法人である福岡県宅建協会が運営する、不動産情報サイト『ふれんず』 福岡県の物件に特化した検索サイトです。



ふれんず使い方ガイド
ぜひご覧ください。

「エリア」・「地図」・「路線・駅」から探せる！

→P.5

物件種別ごとに「エリア」「地図」「沿線・駅」の3つの検索方法で物件を探ることができます。



エリアから検索

街選びから条件設定まで思いのまま。
広いエリアも細かな町名も、
自由に物件探しができます。

地図から検索

住みたいエリアの駅や学校などを中心に
地図をスクロールしてパッと見つける！
直感操作で理想の物件探しができます。



沿線・駅から検索

JR・西鉄・地下鉄等まるとカバー。
毎日の通勤・通学をイメージしながら
スマートに物件探しができます。



パソコン・スマートフォン・タブレットから
『ふれんず』へアクセス！

ふれんず

検索

<https://www.f-takken.com>

ふれんず QR コード



「閲覧履歴」・「お気に入り」・「検索条件」

→P.6

『さっきの続き』から、すぐ探せる。
お気に入り・履歴・条件保存が、物件探しを
もっとスムーズにサポートします。

MY ふれんず

→P.6

『MY ふれんず』は、物件探しをお手伝いする機能です。
毎日探し直す必要はありません。
希望の条件を登録しておくだけで、
ぴったりの物件をメールでお知らせします。



無料簡易査定サービス

→P.7

わが家はいくら？ 物件の売却を考えている方に！



無料で簡易査定を依頼することができます。
一度の依頼で複数の不動産会社へご依頼いただけます。

特集

→P.8

目的別にお部屋探し

探す手間をギュッと短縮。学生さん向けやペット可、オープン
ハウスなど、人気のテーマからダイレクトに探せます。

公益社団法人ならではの！行政と連携した特集

空き家 DE 暮らし、あ・きてん福岡、シャッターヒラク北九州、
災害時提供可能な賃貸住宅特集など行政と連携した豊富な
コンテンツ！

不動産の疑問にお答え

分かりづらい不動産用語や買う・借りるまでの流れがわかります。
また、宅建協会が独自に調査したレポートも公開中。
地域ごとの市場動向を知ることができます。

『ふれんず』にはこれから家を買う方・借りる方向けの役立つ機能が満載！ リアルタイムで物件更新中！まずはアクセスしてください！

「エリア」・「地図」・「路線・駅」から探せる！

物件探しがもっと楽しくなる、多彩な検索スタイル。

駅や学校の周辺で物件を探したいときにピンポイントで探せる「エリア」「路線・駅」から検索。
住所がわからないけど詳しい位置や周辺のことを知りたい！
そんな時に便利な「地図」から検索。



自分が探したい項目の『検索』をクリックして、物件検索ができます。

◎エリアから探す



◎地図から探す



◎路線・駅から探す



アイコンをクリックすると物件の詳細が表示されます。

「閲覧履歴」・「お気に入り」・「検索条件」

物件検索後に「お気に入り」「検索条件を保存」ボタンをクリックするだけで、物件情報を保存。
閲覧履歴も自動的に保存されるので、後でゆっくり見たい時や、別の物件と比べたい時など好きな時に確認できます。

※同じ端末を利用することが条件となります。
(MY ふれんずにログイン時は別端末間での連動が可能です)



MY ふれんず

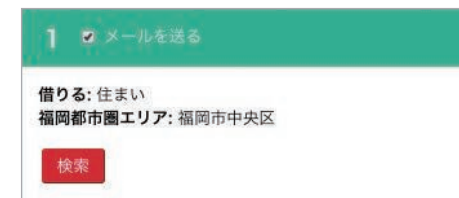
希望物件が見つかったらメールでお知らせ！

『MY ふれんず』を利用すれば新着物件からご希望の条件にあった物件をメールでお知らせするほか、PCとスマートフォン・タブレットが連動。
いつでもどこでも自分が検索した条件やお気に入りが確認できます。



便利機能 1 『希望物件お知らせメール』

希望条件にあった新着物件が登録されると、メールでお知らせします。



便利機能 2 『端末間連動機能』

MY ふれんずにログインしていれば「閲覧履歴」や保存した「お気に入り」や「検索条件」をPC・スマートフォン・タブレットなど、利用する端末すべてで確認できるようになります。

◎登録は無料で簡単！必要なのはメールアドレスだけ

『ふれんず』 独自のサービスや特集もたくさん！

無料簡易査定サービス

売却を考えている方に！無料で簡易査定を依頼できます！

戸建てやマンション・土地の売却を始める前にいくらで売れそうか、福岡県宅建協会加盟の不動産会社へ簡易査定を依頼することができます。一度の依頼で複数の不動産会社へのご依頼も可能です。（最大5社、しかも無料）



簡易査定の流れ

STEP 1 依頼する会社を選択

STEP 2 物件の内容を入力

STEP 3 簡易査定結果のご連絡
ご指定の方法で不動産会社よりご連絡いたします。



無料簡易査定フォーム画面

どこに相談したらいいの？

「不動産会社を探す」から近所や住みたいエリア付近の不動産会社を見つけましょう。

どこに相談すればいいか迷った時は、会社紹介ページ付きの不動産会社がおおすすめです。セールスポイント・PR・写真や地図など、より詳しい情報が掲載されています。



不動産会社を探す

福岡県内のエリアを選択して、不動産会社を検索します。その他条件も指定できます。



「不動産会社を探す」検索結果一覧画面

特集

豊富な物件情報の中から、ニーズを絞って物件を検索できる特集ページ。探したい物件をより簡単に検索することができます。

行政と連携した
特集も
盛りだくさん！

福岡県 **福岡県建築住宅センター** 住まいの健康診断（インスペクション）物件特集

住まいの専門家が住宅診断を行い、建物の状態を明らかにした中古住宅の特集です。



福岡県 空き家 DE 暮らし 福岡県空き家バンク

福岡県内にある空き家・空き地の賃貸・売買不動産情報を検索できます。



福岡市 あ・きてん福岡

福岡市内の商店街情報と商店街付近の空き店舗情報、福岡市の助成制度などが探せます。



北九州市 シャッターヒラク北九州

北九州市内の商店街情報と商店街付近の空き店舗情報などが探せます。



オープンハウス情報

実際に見て触れて！福岡のオープンハウス（マンション・一戸建・土地・その他）内覧会。

大学・短大周辺賃貸物件

福岡にある大学・短期大学周辺の賃貸アパート・賃貸マンション特集です。

ペット OK! ペット可物件特集

ペットOKの賃貸アパート・賃貸マンション・貸一戸建、売マンション特集。

※他に外国語（英語・中国語・韓国語）で検索できる「For Foreigner」や災害発生時にオープンになる『災害時提供可能な賃貸住宅特集』があります。

高齢者入居支援賃貸住宅

高齢者であることを理由に入居を拒まない賃貸物件を検索できます。

お財布にやさしい物件特集

敷金ゼロ、礼金ゼロ、フリーレント1ヵ月以上の物件が検索できます。

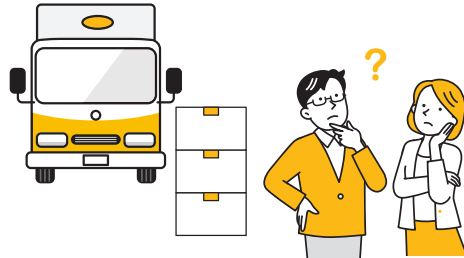
オーナーチェンジ（収益物件）特集

オーナーチェンジ（収益物件）を検索できます。

賢く賃貸物件を探すコツ！理想の物件を見つけるにはポイントがあります。 このポイントを押さえて、より良いお部屋探しをしましょう。

① 引っ越し計画を前もって立てる

いわゆる「賃貸のオンシーズン」は、12月～4月頃。
この時期、不動産会社はとっても大忙し！
物件が多く出てくる時期ですが、入居希望者も多いので、
じっくり内覧・相談をするのは難しいかもしれません。
部屋探しは意外に時間がかかります。まず入居の予定日を決めて、
情報収集や部屋探しにどのくらいの時間をかけられるのかを逆算し、
スケジュールを決めましょう。



② ライフスタイルに合った物件を探す

理想の物件・快適な物件は、人それぞれ。通勤・通学エリアによるのはもちろん、
個人の趣味やこだわり条件など、自分のライフスタイルにあった物件を探すことが大切！

◎まず収入等から月に払える家賃がどれくらいか確認しよう。
自分の収入から「月々いくらまでなら無理なく家賃を払えるか」を考えよう。

◎自分の希望条件をまとめよう。
優先順位を考えよう。
(例) 家賃・駅からの距離・通勤(通学)時間・築年数・収納の大きさ…etc



③ ネットで物件を探すコツ

「絶対に譲れない条件」だけで、まずは緩く検索しよう。
最初から条件をたくさん設定すると、良い物件を見逃すかも。
最初は緩く検索して全体を把握しながら、
少しずつ優先順位の高い条件を追加して、絞り込んでいくと良いでしょう。

ネットはできれば毎日こまめにチェックしよう。



ふれんずの便利機能

◎検索条件の保存 ◎希望物件お知らせメール ◎お気に入り登録機能

④ 気に入った物件はメールでお問い合わせ

お気に入りリストに入れた物件情報から、一気に各不動産会社宛てに問い合わせメールが送れます。
メールだと、時間や場所を気にせず、PCやスマートフォン・タブレットからでも問い合わせが可能。

◎詳しい資料をもらったり、
ネットの情報だけでは不明な点などを聞こう。

◎対応の良い、信頼できる不動産会社を見つけたら、
店舗に行って、直接相談しよう。



⑤ 地元の不動産会社に相談して、内見する

内見予約をする際、自分の希望条件を伝えて、
「似たような条件で、もっと良い物件があったら見せてほしい」
などと相談することもできます。ネットに出ていない物件情報がある場合も。



◎内見の際、メジャー・メモとペン・スマホ・カメラなどがあると便利。

手持ちのベッドや家具、冷蔵庫、洗濯機など、入居した後に入らなかった…なんてこともあります。
しっかりサイズを測って、メモを取ったり、写真を撮っておこう。

⑥ 内見する際に気を付けたいポイント

物件は、実際に見てみると、広告で見たり想像していたものと違う場合が多いもの。
重視するポイントは人によって異なりますが、生活をイメージしながら以下のポイントは押さえよう。

◎部屋の間取りと収納スペース

広さは同じでも、家具などを置いた際の使い勝手も確認。

◎設備

設備はきちんと動くかまで確認。※特に水回り。

◎日当たり

日当たりで、冷暖房費が異なる場合もあります。

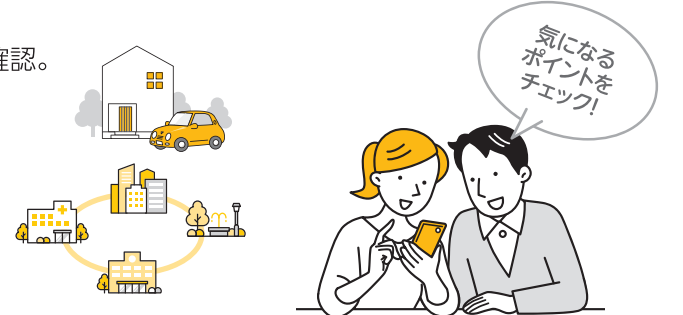
◎騒音

隣室や上下、付近の施設なども確認。できれば、昼と夜、平日と休日など変えて行ってみた方が良い。

◎駐車場・駐輪場や建物の管理状況(管理人の有無など)

◎周辺環境と防犯面

スーパー・コンビニなどの生活環境や、夜の帰り道の状況も確認。



⑦ 契約前に、重要事項説明を受ける

1. 費用を確認する。

賃貸借契約には、家賃や管理費以外にも色々と費用がかかります。入居時には敷金・仲介手数料・火災保険料などの初期費用も必要。それらも含めて総合的に判断しよう。

2. 物件に関する事項を確認する。

飲用水や電気・ガス、設備の整備状況だけでなく、物件を見ただけでは分からない法律の規制や権利関係も、きちんと説明してもらおう。

3. 契約方式や退去時の精算方式を確認する。

契約を更新できる普通借家契約なのか、期限が来たら契約終了となる定期借家契約なのか。敷金精算方法や更新料の有無も確認しよう。

4. 気になる事項は確認して、納得してから契約する。

後から、「分かっていたら借りなかった…」ということのないよう、
気になる点があったら、しっかり質問して、納得してから契約しよう。



トラブルを未然に防ぐ！賃貸住宅の「賢い暮らし方」と「退去」の Q&A

●賃貸住宅で生活するうえでの注意ポイント

賃貸住宅は、オーナー様の大切な資産をお借りし、多くの入居者と同じ建物で過ごす「共同生活」の場でもあります。
生活騒音への注意やゴミ出し、共用部の使い方など、皆が気持ちよく暮らすためのマナーは欠かせません。
「これってルール違反？」「設備が壊れたらどうする？」
といった日々の疑問を解消し、トラブルのない快適な毎日を送りましょう。

Q1 賃貸住宅で生活する中で注意しないといけない事は何ですか？

- A 借主には、お部屋を大切に使い、きちんと管理する義務があります。
これを「善管注意義務」といいます。
日頃から丁寧に使用し、退去時には清掃を行いましょう。
不注意などにより、通常の使用を超えるキズや破損が生じた場合は、
修理費を負担することがあります。



Q2 設備が故障したらどうすればいいですか？

- A まずは自分で修理せず、貸主や管理会社へ連絡し修理してもらいましょう。
貸主が正当な理由なく修理しない場合は、借主が修理し、費用を請求できる場合があります。ただし、軽微な修理や電球などの消耗品交換、サービス設置品は借主負担となることが多いため、あらかじめ契約書を確認しましょう。

Q3 近隣の騒音が気になる場合は？

- A まずは貸主や管理会社へ相談しましょう。
直接注意すると思わぬトラブルになることもあるため、
できるかぎり避けましょう。生活音はある程度お互いさまですが、
我慢できないほどの騒音は法律や条例で制限されています。



Q4 廊下に物を置いてもいいですか？

- A 廊下は共用部分のため、私物を置くことは原則できません。
防災の観点からも避難等の妨げになる可能性もあるため、
私物を置かないようにしましょう。



Q5 家賃を払わないとどうなりますか？

- A 家賃や共益費を長期間滞納した場合や、滞納を繰り返した場合は、契約を解除され、
退去を求められることがあります。通常は数日遅れただけですぐに解除されることは
ありませんが、支払いは必ず期限内に行いましょう。
万が一期限内での支払いが難しい場合は、早めに貸主や管理会社へ相談してください。
契約書もあらためて確認しておきましょう。

●賃貸住宅を退去するうえでの注意ポイント

退去時に最も気になるのが「原状回復」や「敷金の精算」ではないでしょうか。
どこまでが自分の負担になるのかは迷いやすいポイントです。
お掃除の範囲や修繕費のルールを正しく知っておくことが、
スムーズな退去と、晴れやかな新生活への第一歩につながります。



Q1 退去はいつでもできますか？

- A いつでも自由に退去できるとは限りません。
多くの契約では「30 日前までに申入れをすれば解約できる」と定められています。
ただし、これは契約書に中途解約の定めがある場合に限りです。
物件によっては中途解約ができない場合もあるため、必ず契約書を確認しましょう。

Q2 退去時の原状回復とは何ですか？

- A 借主は物件の明け渡し時において、入居中に生まれてしまった傷・汚れ等を補修して
原状を回復をしなければならないとされています。
ただし「入居時とまったく同じ状態に戻す」という意味ではありません。
・借主の不注意や故意などでついた傷や汚れ → 原則として借主の負担
・通常使用による傷・汚れや経年劣化 → 原則として貸主の負担
ただし、契約内容によっては特約がある場合もありますので、
必ず契約書を確認しましょう。
なお、国土交通省が公表している
「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」も参考になります。



Q3 退去時の立ち会いは必要ですか？

- A 法律上の義務ではありません。
ただし、貸主や管理会社が立ち会いを求める場合がありますので、
事前に確認しましょう。
トラブル防止のため、できるだけ立ち会うことをおすすめします。
入居時に撮影した写真があれば比較できるよう、準備しておくで安心です。



Q4 敷金はいつ返ってきますか？

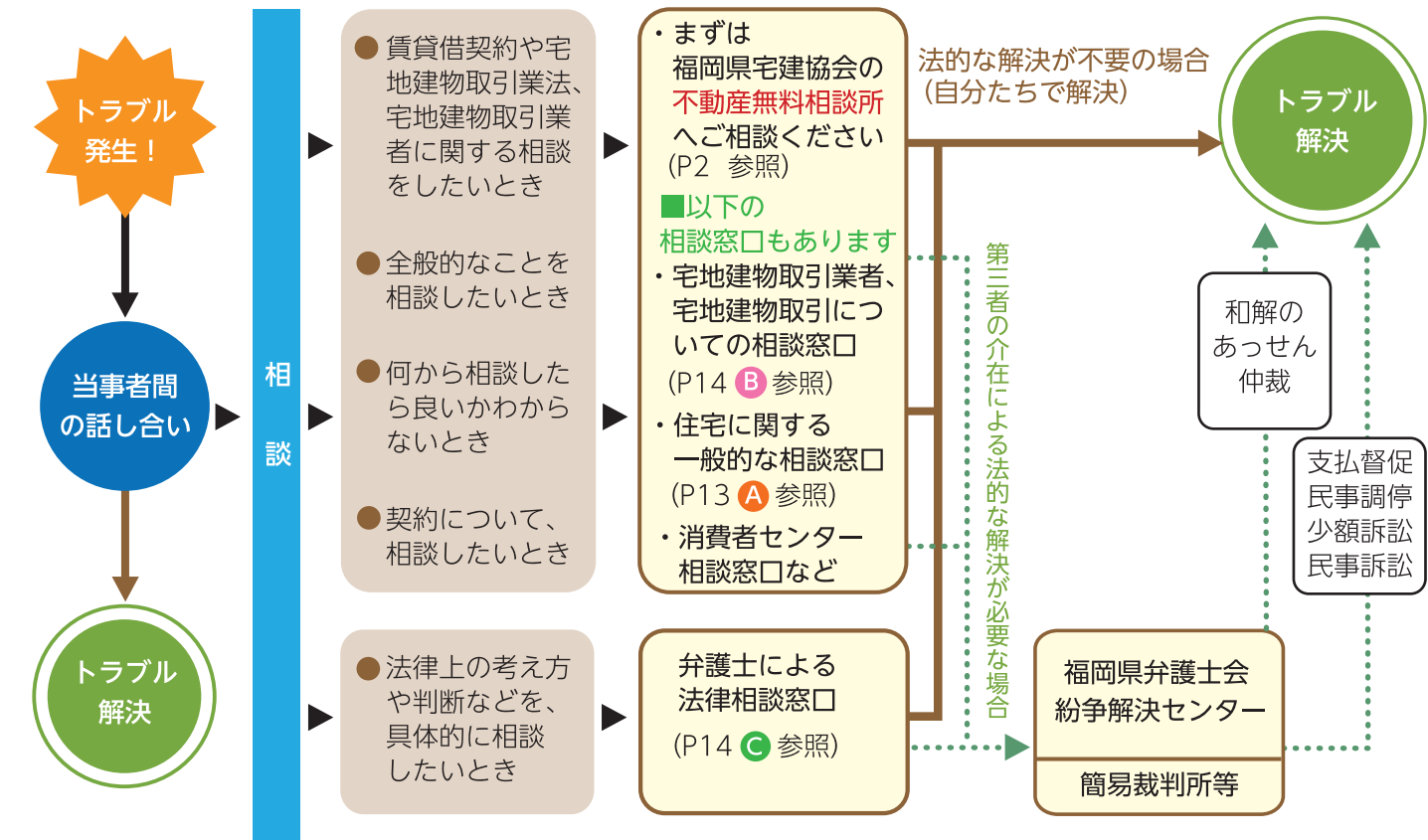
- A 契約終了後、費用の精算が終わってから返還されます。
未払い家賃や借主負担の修繕費がある場合は、
その分が差し引かれます。
差し引かれた金額については、必ず内訳を確認しましょう。



トラブルが発生した場合の対応方策

賃貸住宅に関するトラブルが発生した場合、まずは、当事者間（貸主、借主等）の話し合いを行う必要がありますが、その際に必要な情報や助言を得るために地方公共団体の相談窓口や消費生活センター等を利用しましょう。不動産に係る相談先としては、下図に示すように様々な機関があります。状況を整理した上で相談先を選択する必要があります。

■トラブルが発生した場合の相談・解決の流れ



当事者間の話し合い・交渉による解決が困難になったときは、簡易な紛争処理手続である裁判外紛争解決手続や裁判等を利用することが考えられますが、その際は、各種専門機関に相談すると良いでしょう。

A 住宅に関する一般的な相談窓口

団体・組織名称	住所	電話番号	相談時間・受付等
(一財) 福岡県建築住宅センター 住宅相談コーナー	福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡3階	092-725-0876	月～金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00
	北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館 1 階	093-533-5443	月～金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 8:45～12:00、13:00～17:00
福岡市 住宅都市みどり局 住宅相談コーナー	福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所3階	092-711-4808	月～金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～16:00
久留米市 都市建設部 住宅政策課 (住まいの相談窓口)	久留米市城南町15-3 久留米市役所13階	0942-30-9139	月～金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 9:00～17:00

B 宅地建物取引業者、宅地建物取引についての相談窓口

団体・組織名称	住所	電話番号	相談時間・受付等
福岡県 建築都市部 建築指導課 宅建業係	福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁	092-643-3718	月～金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 9:00～17:00
(一財) 福岡県建築住宅センター 北九州事務所 (宅建相談)	北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館 1 階	093-533-5443 [予約電話番号]	<要予約・無料> 面談日時は、原則火曜日 (祝日及び年末年始を除く) 13:30～16:30
福岡市 住宅都市みどり局 住宅相談コーナー (不動産相談)	福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所3階	092-711-4808 [予約電話番号]	<要予約・無料> 面談日時は、第1・3水曜日 (祝日の場合は翌週、年末年始除く) 13:00～16:00
久留米市 協働推進部 広聴・相談課 (不動産相談)	久留米市城南町15-3 久留米市役所6階	0942-30-9017 [予約電話番号]	<要予約・無料> 第2、4月曜日 (祝日及び年末年始を除く) 13:00～16:00

C 弁護士による法律相談窓口

団体・組織名称	住所	予約電話番号	面談時間・受付等
(一財) 福岡県建築住宅センター 住宅相談コーナー	福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡3階	092-725-0876	<要予約・無料> 木曜日 (祝日及び年末年始を除く) 13:00～16:00
	北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館 1 階	093-533-5443	<要予約・無料> 第2、4木曜日 (祝日及び年末年始を除く) 13:30～16:00
福岡県 県民相談室	福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1階	092-643-3333	<要予約・無料> 第1、3金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 13:30～16:30
福岡市 住宅都市みどり局 住宅相談コーナー	福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所3階	092-711-4808	<要予約・無料> 金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 13:00～16:00
久留米市 協働推進部 広聴・相談課	久留米市城南町15-3 久留米市役所6階	0942-30-9017	<要予約・無料> 開催日、開催場所 はお問い合わせください (祝日及び年末年始を除く)
福岡県弁護士会 法律相談センターナビダイヤル	0570-783-552 ご希望の地区の弁護士センターにおつながるサービスです。ガイダンスに従いご希望の地区をお選びください。相談は有料です。		

空き家の売買・賃貸、相続等のご相談は・・・

● 福岡県空き家活用サポートセンター「イエカツ」



「イエカツ」とは、福岡県が設置した空き家問題の解決に向けた公的な専門相談窓口です。空き家等の所有者様の「どこに相談したらいいんだろう？」というお悩みの解決を目指し、空き家等の売買・賃貸や相続等の無料相談や売却価格等のシミュレーション、権利関係の整理や活用・処分方法の検討・提案、各種専門家とのマッチングまでワンストップで対応します。

■お問い合わせ：電話番号092-726-6210 <月～金 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)>
■ホームページ：https://www.fkjc.or.jp/housing/iekatsu/